

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	特別支援教育就学奨励費支給事務(補助金に係る事務)に係る特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山形県教育委員会は、特別支援教育就学奨励費支給事務(補助金に係る事務)における特定個人情報保護ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

山形県教育委員会

公表日

令和7年6月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別支援教育就学奨励費支給事務(補助金に係る事務)
②事務の概要	特別支援学校の児童等に対して特別支援教育就学奨励費(特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。)を支給する事務である。 児童等の保護者等の属する世帯の収入の額により、支給される経費の範囲が異なるため、所得に関する情報等を情報通信ネットワークを通じて照会し、支給区分の判定を行う。
③システムの名称	特別支援教育就学奨励費事務処理支援ソフト、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
特別支援教育就学奨励費関係情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法 第9条第2項 2. 山形県個人番号の利用に関する条例 第3条第1項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【別表第二における情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	山形県教育局特別支援教育課
②所属長の役職名	特別支援教育課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	山形県行政情報センター(総務部学事文書課) 〒990-8570 山形県山形市松波2丁目-8-1(県庁1階) TEL 023-630-3014
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	山形県教育局義務教育課 〒990-8570 山形県山形市松波2丁目8-1 TEL 023-630-2979
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	本人確認により真正性を確認しているため。	

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

☐全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

〔 8 〕 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

＜選択肢＞

1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策

3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策

5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策

7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策

8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠

個人番号について、鍵付きキャビネットで適切に保管しているため、

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	山形県教育庁義務教育課	山形県教育庁特別支援教育課	事後	
平成31年1月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	義務教育課長 軽部 賢	特別支援教育課長	事後	
平成31年1月31日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	平成27年3月31日	平成31年1月31日	事前	
平成31年1月31日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	平成27年3月31日	平成31年1月31日	事前	
平成31年1月31日	IVリスク対策	項目なし	項目追加	事前	
令和3年6月4日	表紙 評価書名	特別支援教育就学奨励費支給事務に係る特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)	特別支援教育就学奨励費支給事務(負担金に係る事務)に係る特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)	事前	
令和3年6月4日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護宣言	山形県教育委員会は、特別支援教育就学奨励費支給事務における特定個人情報保護ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	山形県教育委員会は、特別支援教育就学奨励費支給事務(負担金に係る事務)における特定個人情報保護ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事前	
令和3年6月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	特別支援教育就学奨励費支給事務	特別支援教育就学奨励費支給事務(負担金に係る事務)	事前	
令和3年6月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の算定資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務	特別支援学校への就学奨励に関する法律により、特別支援学校の児童等に対して特別支援教育就学奨励費を支給する事務である。児童等の保護者等の属する世帯の収入の額により、支給される経費の範囲が異なるため、所得に関する情報等を情報通信ネットワークを通じて照会し、支給区分の判定を行う。	事前	
令和3年6月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	特別支援教育就学奨励費事務処理支援ソフト	特別支援教育就学奨励費事務処理支援ソフト、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事前	
令和3年6月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②	2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1項ソ及び第44条第1項ソ	2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1項ナ及び第44条第1項ナ	事前	
令和3年6月4日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	平成31年1月31日	令和3年6月4日	事前	
令和3年6月4日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	平成31年1月31日	令和3年6月4日	事前	
令和3年6月4日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続(目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か)	評価なし	特に力を入れている	事前	
令和7年6月26日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	山形県教育庁特別支援教育課	山形県教育局特別支援教育課	事後	
令和7年6月26日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	山形県教育庁義務教育課	山形県教育局義務教育課	事後	
令和7年6月26日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和3年6月4日	令和7年4月1日	事後	
令和7年6月26日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業及び11. 最も優先度が高いと考えられる対策		新設	事後	評価書様式変更に伴う追加